

6次産業化ネットワーク活動交付金 【2,131(2,172)百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を面的に拡大していくことが必要です。
- ・このため、都道府県への交付金により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む6次産業化等の取組を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 831(772)百万円

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の定額、1／2以内)
〔六次産業化・地産地消法等に基づく取組へは2／3以内〕
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金

1,300(1,400)百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1／2以内)
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063))

6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした、
6次産業化、農商工連携等の取組の面的拡大を支援

多様な事業者との連携を促進

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者、JA等が参画する6次産業化ネットワークを構築して実施する新商品開発・販路開拓などの取組を支援

- ① 推進会議の開催、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成など

〔補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等〕

- ② ネットワークの下で農林漁業者等が行う新商品開発・販路開拓など

〔補助率：1/2、2/3以内
事業実施主体：民間団体等〕

取組に必要な施設等の整備

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が行う、6次産業化ネットワークを構築して実施するプロジェクトの中で必要となる加工・販売施設等の整備を支援

〔補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

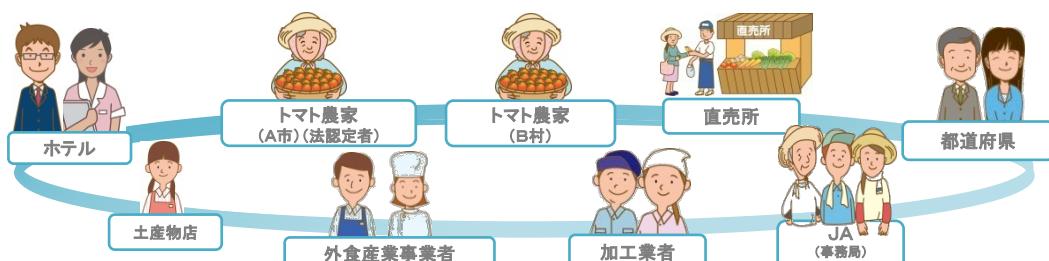


支援体制の整備

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

想定事例（「トマトゼリー」の商品化）



- ① JAが農家に呼びかけ、6次産業化・地産地消法認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

【交付金の流れ】

国(農政局等)

都道府県

事業実施主体